

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	総合保健システム改修（出産子育て応援交付金システム改修）業務
委託業務場所	大津市浜大津四丁目1番1号ほか
概要	<p>出産子育て応援交付金にかかるシステム改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問結果登録画面の追加 ・アンケート結果登録画面の開発 ・アンケート結果電子申請データ登録画面の開発 ・助成金管理画面の開発 ・振込データの作成 等
契約期間	令和5年2月20日から令和5年6月30日まで
契約年月日	令和5年2月20日
契約金額	15,708,550円
契約の相手方	<p>[所在地] 京都市下京区四条通麿屋町西入立売東町1 [名称] 富士通Japan株式会社京都支社</p>
契約相手方の選定理由	総合保健システムの改修は専門の技術が必要となり、当該システムを開発した富士通Japan株式会社しか当該業務ができないため。
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6)競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。